



福祉・人権

高齢者施策推進分科会の傍聴を

時 2月13日(木)、午後2時から、所口
ズWAM501・502、定先着10人(当日空
きがあれば傍聴可)、備内容等詳細は
お問い合わせください。申1月27日、
午前9時から、電話またはファック
ス・メール(氏名・電話番号を記入)
で、長寿介護課 ☎620・1639、(FAX)
622・5650、✉ kaigoken@city.
ibarakig.jp

地域包括支援センター運営
協議会の傍聴を

時 2月19日(水)、午後2時から、所口
ズWAM501・502、定先着10人(当日
空きがあれば傍聴可)、申電話また
はファックス(住所・氏名・電話
番号を記入)で、相談支援課 ☎655・
2758、(FAX) 622・0655

地域福祉推進分科会の傍聴を

時 2月20日(木)、午後2時から、所福祉
文化会館4階会議室、定先着10人(当
日空きがあれば傍聴可)、申2月3日、
午前9時から、電話またはファックス
(氏名・電話番号を記入)で、地域福
祉課 ☎620・1634、(FAX) 621・1660

歳末たすけあいに約600万円の善意

昨年末に実施した「歳末たすけあい

運動」で、69万8870円(12月24日
現在)の善意が寄せられました。これ
らは児童福祉施設の児童等への支援
や、地区の歳末福祉活動への助成金等
として配分します。ご協力ありがとうございました。
市社会福祉協議会 ☎
627・0033

男女共同参画推進審議会の
傍聴を 保

時 2月12日(水)、午後2時～4時、所市
役所南館3階防災会議室、定先着5人
(当日空きがあれば傍聴可)、備一時保
育は2月4日までに要申込、申人権・
男女共生課 ☎620・1640

人権尊重のまちづくり審議会の
傍聴を 保

時 2月21日(金)、午後2時～3時30分、
所市役所南館3階防災会議室、定先着
6人(当日空きがあれば傍聴可)、備
一時保育は2月7日までに要申込、申
人権・男女共生課 ☎620・1640

男女共同参画推進審議会の
市民委員を募集

時 4月1日(水)から2年間(年3回程
度)、定20歳以上の市内在住・在勤・
在学者(国または地方公共団体の議員、
職員等除く)、定2人、内男女共同参
画に関する事項の審議等、¥日額9千
円、備選考あり、申2月28日までに、
申込書(人権・男女共生課で配付、市

HPからダウンロード可)と小論文を、
郵送・メールまたは直接、〒567-18505
同課 ☎620・1640、✉ jinken@
city.ibarakig.jp



健康保険・年金

高額療養費の支給が口座振替に変更

4月申請受付分から、国民健康保険
の医療費の自己負担が限度額を超えた
場合に支給する高額療養費が窓口での
現金支給から口座振替に変更となりま
す。また、支給申請は原則、郵送とな
ります。高額療養費該当者に送付する
申請書に領収証(写し可)を同封し返
送してください。問保険年金課(国保)
☎620・1631

高額医療・高額介護合算制度の
ご利用を

世帯で1年間(8月～翌年7月末)
に支払った医療・介護保険の自己負担

高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額

課税区分	所得区分	後期高齢者医療制度 における負担割合	自己負担限度額(年額) 医療保険+介護保険
課税世帯	課税所得 690 万円以上	3割	212万円
	課税所得 380 万円以上		141万円
	課税所得 145 万円以上		67万円
	一般(課税所得 145万円未満)	1割	56万円
非課税世帯	低所得Ⅱ		31万円
	低所得Ⅰ		19万円 (複数世帯の介護保険の自 己負担限度額は31万円)

金の合計額が自己負担限度額(右表)
を超えた場合、申請すると超えた額が
支給されます。府後期高齢者医療広域
連合から、昨年7月末現在の対象者に
通知を送付しています。

なお、医療費用と介護サービス費用
のいずれかが0円、または支給額が500
円以下の場合には対象外です。平成30年
8月から昨年7月末までの、他都道府
県からの転入者は、対象外でも申請に
より支給されることがあります。詳細
はお問い合わせください。問同連合給
付課 ☎06・4790・2031

国民年金第1号被保険者の産前・
産後期間保険料免除制度

時出産日(予定日)が属する月の前月

夜間・休日窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますのでご利用ください。

時【夜間】2月10日(月)、午後8時まで、**【休日】**23日(祝)、午前9時～午後5時、**所**①国民健康保険料＝市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料＝市役所本館2階13番窓口、**備**夜間と休日は、本館東玄関横の地下通入口から入り、守衛室に声をかけてください。**問**①保険年金課(徴収) ☎620・1631、②収納課 ☎620・1616



から4か月間(多胎妊娠は3か月前から6か月間)、**対**国民年金第1号被保険者で産前産後の人、**申**出産予定日の6か月前から、年金手帳、母子健康手帳等出産日(予定日)がわかるもの、身分証等本人確認書類、家族が代理申請する場合は来庁者の身分証(別居の場合は委任状)を、保険年金課(年金) ☎620・1632

国民年金保険料の支払いは口座振替等のご利用を

国民年金保険料納付は、郵便局や金融機関の窓口のほか、コンビニも利用できますが、納め忘れがなく確実な口座振替やクレジットカード納付が便利です。特に、口座振替は割引が大ききお得です(左表参照)。

保険料の割引金額(今年度)

支払方法	口座振替		現金納付
	翌月末振替	割引なし	
毎月納付	当月末振替	50円	割引なし
6か月前納(4月～9月) (10月～翌年3月)	1,120円		800円
1年前納 (4月～翌年3月)	4,130円		3,500円
2年前納 (4月～翌々年3月)	15,760円		14,520円

クレジットカード納付は、現金納付と同じ割引。

持基礎年金番号が確認できる年金手帳や納付書と、①口座振替Ⅱ振替Ⅱ口座の通帳とその届出印、②クレジットカードの納付Ⅱクレジットカードと認印(各納付申出書は保険年金課にも設置)、**申**①国民年金保険料口座振替納付申出書を吹田年金事務所または金融機関、②国民年金保険料クレジットカード納付申出書を同事務所(4月からの口座振替・クレジットカード納付による前

年金生活者支援給付金制度に便乗した詐欺にご注意を

納は、2月末までに納付申出書を日本年金機構に要提出、**問**同事務所 ☎06・6821・2401

昨年10月以降、日本年金機構や市役所等の職員を名乗り「年金生活者支援給付金の振込口座が使えないため、別の口座番号、暗証番号、マイナンバーを教えてほしい」という不審な電話の事例が報告されています。日本年金機構や市職員が電話で個人情報をお聞きすることはありませぬので、ご注意ください。**問**吹田年金事務所 ☎06・6821・2401

年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。

時2月4日(火)、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分程度、**所**保険年金課、**定**先着15人、**内**国民年金、厚生年金等、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証(顔写真付き以外は2点要)、職歴メモ等(本人以外の場合は委任状)、**申**電話で同課(年金) ☎620・1632

障害年金相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓

口での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。

時2月10日(月)・19日(水)・28日(金)、午前9時10分～正午・午後1時10分～4時、**所**保険年金課、**定**各日先着6人、**内**障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金除く)、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ等(本人以外の場合は委任状)、**申**同課(年金) ☎620・1632

税金

今月の納付(3月2日(月)まで)

- 介護保険料普通徴収第11期分
 - 国民健康保険料普通徴収第9期分
 - 後期高齢者医療保険料普通徴収第8期分
 - 下水道事業受益者負担金分担金、公設浄化槽分担金第4期分
- 忘れずに納めてください。

軽自動車税グリーン化特例(軽課)の延長

(同特例(軽課)の適用期限が延長されます。昨年4月から3月までに最初の新規検査を受けた四輪と三輪の軽自動車で一定の基準を満たす車両は、来年度の軽自動車税が軽減されます。**問**市民税課 ☎620・1614



環境

いばらき環境ポイント景品の
応募は2月28日まで

自宅に応募していないポイントや引換券はありませんか。抽選会場での応募やポイントの引き換えはできませんので、2月28日までに忘れずに応募してください。☎直接、環境政策課窓口
620・1644

資源物の持ち去りは禁止

市では、資源物（缶・びん・ペットボトル、古紙・古布）の持ち去りを条例で禁止しています。持ち去った場合20万円以下の罰金を科せられることがあります。持ち去りを防ぐため、職員

によるパトロール、ごみ集積場所に設置する看板や啓発シートを配布しています。目撃した場合はご連絡ください。
☎資源循環課 620・1814

再使用してごみを減らしましょう

ごみを減らすために次のことを心がけましょう。▼使い捨て製品は使わず、マイバッグ、マイボトル、マイカップ等を使う、▼充電式電池やリタナブルびん等、繰り返し使えるものを選ぶ、▼壊れたものは修理して使う。☎資源循環課 620・1814

PM2.5にご注意を

府域でPM2.5の注意喚起の濃度レベルを超えた時は、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らし、

昨年の火災概況 出火原因の1位は「放火(疑い含む)」

問合せ 予防課 ☎ 622・6950

昨年の市内の火災件数は28件で、前年に比べ3件減少しています。火災の主な原因は、次のとおりです。

1位 放火(疑い含む)	5件
2位 コンロ	3件
3位 火遊び、たばこ	各2件

火災のない明るいまちをつくるため、次のことに注意しましょう。▼家のまわりに燃えやすい物を置かない、▼子どもだけでたき火や花火等はない、▼ライター等を子どもの手の届くところに置かない、▼寝たばこをしない、▼コンロから離れる時は、必ず火を消す、▼住宅用火災警報器を設置し、定期的に作動確認を行い維持管理する



まちづくり

都市計画審議会の市民委員を募集

時4月1日(水)から一年間(年3回程度、再任あり)、対20歳以上の市内在住・在勤・在学者(国または地方公共団体

2月は生活排水対策推進月間

川等の水質汚染の原因は約8割がトイレや台所、風呂、洗濯等の日常生活から出る生活排水です。生活排水の影響は河川流量が減少する冬期に大きくなります。家庭では以下のことを心がけましょう。▼味噌汁やスープ等残り物を流さない、▼食器や鍋の汚れは拭いてから洗う、▼油を流さない、▼石けん・洗剤・シャンプー等は適量を使う、☎府環境管理室 06・6210・9585



全国瞬時警報システム(Jアラート)の情報伝達訓練の実施

の議員・職員等除く、定男女各1人、内都市計画に関する事項の審議等、日額9千円、申2月24日までに、申込書(都市政策課で配付、市HPからダウンロード可)と小論文を、原則本人が直接、同課窓口 ☎ 620・1660

花と緑あふれる街角づくりを支援

対市内団体、内道路に面する民有地や公園等で行う緑化活動に対する草花の支給やフラワーポットの貸付け、備詳細は下図読み取り、内農とみどり推進課 ☎ 620・1622



水道メーターの取替えにご協力を

水道メーターは、検定に合格したものを使用し、有効期間は計量法で8年と定められています。水道部では、取替予定の家庭に「水道メーター取替のお知らせ」を事前配布し、有効期間内に取替えています。メーター付近はいつも清潔にし、取替作業にご協力く

頑張る市内企業

紹介編 vol.91

(株)シーガルボストン (五日市一丁目)



心身ともに健康である幸せを追求する

同社は、平成14年(2002年)の創業以来、スポーツ器具の輸入卸をしています。家庭で手軽にできるウエイトトレーニング器具やフィットネス用品を提案し、お客さまに心身ともに健康な人生を送ってもらうことが同社の使命と考えています。

社員に子育て世代が多く、健康やワークライフバランスに配慮するため、短時間勤務やフレックス制を導入するなど、働きやすい職場づくりにも取り組んできました。藤崎社長は「プライベートと人生の大半を過ごす職場がともに充実すると心が豊かになり、お客さまへのより良い提案につながります。今後も、健康的に働くことができるよう職場環境を整え、社員の幸せを追求し続けます」と話しました。

☎商工労政課 ☎ 620・1620

ださい。☎営業課 ☎ 620・1691

寒さによる水道管の凍結・破裂等にご注意を

気温がマイナス4度以下になると、防寒の不完全な水道管は凍ったり、破裂したりします。水道管や蛇口に毛布や布を巻き、さらにビニールテープを巻くなど水道管の冬支度を忘れずをお願いします。水道管が破裂したときには、止水栓を閉めて、指定給水装置工事業者に修理を申し込んでください。

い。平日の夜間、土・日曜日、祝日の修理は、水道工事業協同組合修理班 ☎ 626・2300へご相談ください。☎工務課 ☎ 620・1692

水路占用許可の更新を

水路占用許可の有効期間は5年です。3月末で期限が終了する物件に対し、更新案内を送付しますので、速やかに更新手続きをしてください。許可期限が過ぎると、原状回復等の監督処分を行いますのでご注意ください。☎

下水道施設課 ☎ 620・1667



商工・消費生活

中小企業事業資金融資のご利用を

市では、保証協会の保証付の市内中小企業向け事業資金融資のあっせんを行っています(左表参照)。融資の申込手数料は不要です。なお、制度には制

制度名		限度額	期間	貸付年利率
市	①中小企業 振興資金融資	1,250 万円 (原則無担保)	600 万円以下 = 60 か月 以内、600 万円超 1,250 万円以下 = 84 か月以内	5 年以内 = 0.9%、5 年超/ 7 年以内 = 1.0%
	②中小企業設備投資 応援資金融資	3,000 万円 (無担保)	120 か月以内	金融機関所定 (1.0% 以下)
府	③小規模サポート資金	2,000 万円 (原則無担保)	84 か月以内	1.4 ~ 1.6%
	④開業サポート資金	3,500 万円 (無担保)		1.0 ~ 1.4%
	⑤経営安定資金 (市町村認定が必要)	2 億円 (うち 8,000 万円は無担保)		金融機関所定
	上記以外の融資制度あり			

2月1日現在。貸付年利率は変更する場合があります。

インターネットを活用した販売促進の個別相談会

約等があります。詳細は商工労政課にお問い合わせください。また、一部の融資には次のとおり補助があります。

【信用保証料の補助】 ①左上表の①③⑤のうち、600万円以下の制度融資、**持**信用保証委託申込書(写)、印鑑(法人は実印)、信用保証決定のお知らせ(写)(金融機関から交付)、返済予定表(写)(金融機関から融資手続完了後交付)、税の完納証明書(申請書は同課で配付)、本人名義の預金通帳、**申**貸付日から3か月以内に、同課 ☎ 620・1620



教育・子ども

教育委員会定例会の傍聴を

時2月7日(金)、午後2時から、**所**市役所南館6階会議室、**備**定員・内容等詳細はお問い合わせください。一部非

公開の場合あり、**問**教育政策課 ☎ 620・1680

専門の医師等による特別教育相談

時 3月5日(木)、午後2時～5時、**所** フリイトセンター、**対** 市内在住の小・中学生と保護者、**内** 精神科医による指導・助言、心理相談、**申** 電話で教育センター ☎ 626・4400

幼児教育・保育無償化の手続きを

対 次のいずれかに該当する人、①新制度未移行の幼稚園を新たに利用する満3～5歳児、②保育の必要性があり、幼稚園・認定こども園(教育部分)の預かり保育を利用する満3～5歳児、③保育の必要性があり、認可外保育施設等を利用する未就学児(②の満3歳児と③の0～2歳児は住民税非課税世帯のみ)、**備** 申請方法等詳細は市HP参照または利用予定の施設にお問い合わせください。**申** 利用開始日までに、申請書(保育幼稚園事業課で配付、市HPからダウンロード可)を直接、同課窓 ☎ 620・1638

幼児教育・保育無償化の請求はお早めに

対 施設等利用給付2・3号認定を受けた、幼稚園・認定こども園(教育部分)・認可外保育施設等利用者で、10月～12月分の請求書が未提出の人、**備** 請求方法、スケジュール等は市HP参照または

お問い合わせください。**申** 領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書と施設等利用費請求書を直接、保育幼稚園事業課窓 ☎ 620・1638



求人

市立小・中学校の看護師

時 4月1日(水)から、平日、午前8時15分～午後4時15分、**所** 医療的ケアを要する児童・生徒が在籍する市立小・中学校、**対** 看護師資格保有者、**賃** 看護師Ⅱ時給1460円、准看護師Ⅱ時給1290円、年2回期末割増賃金あり(条件等変更の可能性あり)、**申** 電話連絡後、履歴書・看護師免許(写)を直接、学校教育推進課 ☎ 620・1683

発達相談補助員

時 4月1日(水)～来年3月31日(水)、平日の1～3日間、午前9時15分～午後5時15分、**所** 教育委員会分室、**対** 心理学系の大学卒業者(卒業見込み含む)または大学院生、**内** 教育センター専門発達相談員の業務・事務作業補助、**賃** 時給1160円、**備** 募集要項・応募票等とは同センターで配付(市HPからダウンロード可)、詳細は市HP参照、**申** 2月7日(消印有効)までに、電話連絡後、履歴書・応募票を、郵送または直接、〒567-0888 駅前四丁目6-16、同センター ☎ 626・4400

紙上労働相談

問 商工労政課 ☎ 620・1620

時間外労働に上限を設置

【質問】 正社員として勤務している事業所で、これまでは制限のなかった残業時間が、「働き方改革」により上司から減らすように言われました。何が変わったのですか。

【回答】 使用者は、法定労働時間を超えて労働させる場合、労使間で時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)を結び労働基準監督署に届けなければなりません。法改正により、36協定で定める時間外労働に罰則付きで、月45時間、年360時間の上限が設けられました(中小企業は4月から)。臨時的な特別の事情が

あれば超えることができますが、その場合に労使が合意しても、年720時間、複数月平均80時間以内・月100時間(休日労働含む)未満としなければいけません。また、原則である月45時間を超えることができるのは、年6か月までです。



母子・父子自立支援員

時 4月1日(水)～来年3月31日(水)(更新の可能性あり)、平日週4日、午前9時～午後5時、**対** 相談業務への従事経験が2年以上あり、ひとり親家庭支援に理解がある人、**定** 1人、**賃** 月給19万402円(額は予定、賞与・通勤手当・各種保険制度あり)、**備** 面接、論文審査あり、**申** 2月20日(必着)までに、申込書(こども政策課窓)で配付、市HPからダウンロード



その他

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はできません。なお、福祉文化会館・フリイトセンターの3月抽選分の申込受付は2月20日～29日

に行います。「フリエイトセンター」セ

ンターホール 来年3月3日～7日・

11日～14日・17日～21日終日、多目

的ホール 9月5日・9日・12日・19日・

23日・26日午前9時～午後5時、9

月10日・27日終日、「生涯学習センタ

ー(火曜日休み)」きらめきホール 8月

5日・12日・19日・26日午後6時30

分～9時30分、8月6日・13日・20日・

27日午後0時30分～3時・6時30分

～9時30分、8月7日・8日終日、

「ローズWAM(火曜日休み)」ワムホー

ル 9月13日午後0時30分～6時、

9月17日午前9時～午後3時

川端康成文学館臨時休館

時2月1日(土)～10日(月)、問同館 ☎625・

5978

福祉文化会館・

フリエイトセンターの臨時休館

時2月15日(土)・16日(日)、問同センター

☎624・1726

マイナンバーカードで利用できる

電子証明書の発行を日曜日に実施

署名用電子証明書と利用者証明用電

子証明書を日曜日に発行します。

時2月9日(日)・23日(祝)、午前9時～正

午、所市民課4番窓口、時マイナンバー

カード、印鑑、備代理申請不可、直前

の金曜日に届出等で住所・氏名等に変

更があった人は受付不可、住民基本台

帳カードでの電子証明書の発行不可、

問同課 ☎620・1621

マイナンバーカードの申請を

お手伝い

時2月3日(月)から平日、午前8時45分

～午後5時15分、所市民課4番窓口、

対カードを初めて作成する人、持免許

証、パスポート、保険証等、備当日写

真撮影可、問市民課 ☎620・1621



農業委員・

農地利用最適化推進委員の募集

農業者が組織する団体、農業者等か

らの推薦、または一般公募で委員を募

集します。

時①農業委員 7月20日(月)から3年

間、②農地利用最適化推進委員 7月

下旬～3年後の7月19日(水)、対農業に

関する識見を有し、農地等の利用の最

適化(遊休農地の発生防止・解消、農

業の担い手への農地利用集積、新規参

入支援)等の事務を適切に行うことが

できる人、定①14人・②7人、備募集

要項、推薦書、申込書は2月3日から、

①農とみどり推進課、②農業委員会

で配付(市HPからダウンロード可)、申

2月3日～3月3日(必着)に、推薦

書または申込書を、直接または郵送で、

〒567-8505 ①同課 ☎620・1622、②

農業委員会 ☎620・1677

スポーツ推進委員を募集

市民と一緒にスポーツの楽しさを分

かち合いたい人、スポーツに関する知

識を役立てたい人を募集します。

時4月1日(水)～再来年3月31日(木)、対

高校生除く18歳以上の市内在住・在

学者、定10人程度、内各公民館区を中

心に地域でのスポーツ指導、市のス

ポーツイベントへの協力・企画等、¥

月額8200円、備3月に面接あり、

申2月1日～28日に、申込用紙(ス

ポーツ推進課窓口で配付、市HPからダ

ウンロード可)を、郵送または直接、

〒567-8505 同課 ☎620・1608

第5次市総合計画後期基本計画

を策定

10年間の基本構想と前期・後期5年

間の基本計画で構成されている第5次

市総合計画(平成27年度策定)につい

て、この度、令和2年度からの5年間

の後期基本計画を策定しました。詳細

は市HPまたは、政策企画課・情報ルー

ム・各図書館でご覧ください。問同課

消費生活だより

困り事は、気軽に相談ください。

問消費生活センター ☎624・1999

フィッシング詐欺メールに注意

【事例】キャッシュレス決済をする

ために、ネットバンキング口座を開

設し、スマホアプリと連携して支

払っていた銀行口座が不正利用され

ていますとSMS(ショートメッ

セージ)が届いた。誘導に従ってパ

スワードや暗証番号を入力したら、

15万円を引き出されてしまった。



【回答】金融機関や携帯電話会社等

になりすまして個人情報をだまし取

る手口を「フィッシング」といい、

口座番号や暗証番号等が犯人に知ら

れる被害が発生しています。銀行

等がSMSでログイン等を誘導する

ことはありません。SMSのリンク

先にアクセスしたり、安易に情報を

入力したりしないでください。不審

なSMSを受信しても何もせず、同

センターに相談してください。

会計年度任用職員を募集

4月1日以降、大幅な制度改正により非正規職員が会計年度任用職員となり、給与面、賞与（期末手当）の支給、休暇制度の拡充等勤務条件が見直されます。市では、主に下表の職種の会計年度任用職員の募集を行っています。応募者の中から選考（書類選考または面接）・連絡します。

■条件により、期末手当（2.6月分）・交通費支給・社会保険の加入あり、履歴書は返却不可、勤務条件等詳細は市HP（右図読み取り）またはお問い合わせください。■履歴書（備考欄等に希望職種や時間帯等を記入）を、直接または郵送で、〒567-8505 人事課 ☎620・1601



職種	主な勤務時間	勤務場所	月額※1	資格
保育士	月～土曜日のうち週5日、 午前9時～午後5時30分（シフト勤務）	市立保育所等	204,000円	保育士 （※資格なしは応相談）
	月～金曜日、午前9時～午後5時		190,800円	
	月～金曜日、 ①午前6時45分～9時・②午後5時30分～7時15分		① 67,400円※2 ② 49,200円※2	
幼稚園教諭 （臨時的任用職員）	月～金曜日、午前8時30分～午後5時	市立幼稚園	267,500円※3 （前歴加算あり）	幼稚園教諭
	①②月～金曜日、午前8時30分～午後4時45分、③午前8時45分～午後2時15分、④月～金曜日、午前10時15分～午後6時30分、⑤週3～5日、午前6時45分～午後7時15分の間で5時間程度		①② 189,300円 ③ 138,800円 ④ 191,600円 ⑤ 時給1,283円～1,506円	幼稚園教諭（②～⑤は保育士可）
看護師	月～金曜日、午前9時～午後5時	市立保育所・幼稚園	271,200円	看護師
学童保育指導員	⑥月～金曜日、午後2時～7時の間で3～5時間、 ⑦不定期勤務	市立小学校 （学童保育室設置校）	⑥ 66,500円～110,900円 ⑦ 時給1,041円	不問

※1 変動の可能性あり、※2 保育士資格ありの場合の例、※3 公立幼稚園で正規職員として5年勤務経験あり（大卒）の場合の例

☎ 620・1605

中学・高校生の春休み OICオンラインブラリー

立命館いばらきフューチャープラザ
OICライブラリーを無料公開します。
自習にご利用ください。

■時 3月31日（火）まで（休館日は立命館大学HP参照）、**所** 2階新聞・雑誌コーナー、3階閲覧室、**対** 市内在住・在学の中学・高校生（各種学校等含む）、**持** 学生証、保険証等、**問** 同ライブラリー ☎ 665・2520

マンション管理士無料相談会

■時 原則毎月第4土曜日、午後6時30分～8時20分、**所** ローズWAM、**定** 先着2組、**内** マンション管理組合の管理運営等に関する相談、**申** HP（http://www.016.up.so-net.ne.jp/ibaraki-mankan）から電子申込または、電話、ファックスで、府マンション管理士会 茨木・摂津支部 ☎・FAX 633・8093

降灰にご注意を

淀川河川敷でヨシ原焼が実施されます。当日の風向きによっては、市内への降灰が予想されますので、洗濯物等を干す場合はご注意ください。

■時 2月16日（日）、午前9時～正午頃（予備日23日）、**所** 淀川河川敷（高槻市大字鶴殿・上牧）、**問** 同市農林緑政課 ☎ 674・7402

パブリックコメントを実施

市次世代育成支援行動計画（第4期）（案） ■次世代育成支援に関する施策と子ども・子育て支援事業を一体的・総合的に推進するための計画、**備** 資料の閲覧は2月1日から、こども政策課、情報ルーム、各図書館、各いのち・愛・ゆめセンター、ローズWAM、上中条青少年センター、生涯学習センター等、**申** 〒567-8505 こども政策課 ☎620・1625、FAX 622・8722、✉ kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

第3次市子ども読書活動推進計画（案） ■資料の閲覧は2月1日から、各図書館・情報ルーム、**申** 〒567-0028 畑田町1-51、中央図書館 ☎627・4129、FAX 627・7936、✉ cyuotosyokan@city.ibaraki.lg.jp

共通事項

備 資料は市HPからダウンロード可、提出された意見に対する考え方は後日公表（住所、氏名などの個人情報は非公表）、提出意見への個別回答や匿名または電話による意見の受付は行いません。

■2月1日～21日（消印有効）に、市HPから電子申込、または意見書（様式自由、メールの場合はテキストファイル推奨、どの項目の何についての意見を明確に）を、メール・ファックス・郵送・直接（住所・氏名・連絡先を記入）、各担当課

2月の無料相談

特に表記がない場合、祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話で相談できます。子育てに関する相談は 35 ページ参照。

相談内容	と き	ところ
相続、離婚等の法律相談 (各日先着 16 人)	毎週月・水・金曜日、 13:00～17:00 (※)	市民生活相談課 ☎ 620・1603 ※前日、8:45 から電話で予約 (前日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日)
日曜法律相談 (先着 7 人)	23 日(祝)、9:30～13:00 (19 日、8:45 から電話で予約)	
交通事故法律相談 (各日先着 5 人)	毎週火曜日、 13:00～15:30 (※)	
国の仕事に関する行政相談 (先着 4 人)	6 日(休)・20 日(休)、 13:00～15:00 (※)	
行政書士相談 (各種書類の書き方) (先着 5 人)	5 日(休)、9:30～12:00 (※)、 相続、遺言、離婚協議書、許可申請等	
司法書士相談 (各日先着 5 人)	5 日(休)=登記、相続、19 日(休)・ 26 日(休)=登記、相続、後見人、 多重債務等、9:30～12:00 (※)	
土地家屋調査士相談 (先着 5 人)	19 日(休)、9:30～12:00 (※)、 土地の境界等	
宅地建物取引相談 (先着 5 人)	20 日(休)、9:30～12:00 (※)	
公証人相談 (先着 5 人)	6 日(休)、9:30～12:00 (※)	
戸籍相談 (先着 4 人)	20 日(休)、14:00～16:00 (前日、8:45 から電話で予約、 市民課☎ 620・1621)	
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～ 16:30、8 日(出)・22 日(出)、9:00～ 12:00	消費生活センター ☎ 624・1999
人権擁護委員による人権相談	13 日(休)・27 日(休)、 13:00～15:00	市民生活相談課
ひとり親のための法律相談	25 日(休)、13:00～16:00 (3 日、8:45 から電話で予約、 こども政策課☎ 620・1625)	
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前可)	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	こども政策課 ☎ 620・1625
聴覚障害者 生活相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	障害福祉課 ☎ 620・1636 [FAX] 627・1692
障害児相談 (18 歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～ 17:00 (面談は要予約)	あけぼの学園 ☎ 626・0105
教育相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 8:45～17:00 (要予約)	教育センター ☎ 626・4400
電話教育相談 ☎ 625・7830	毎週月～金曜日、 8:45～17:00	
「いじめ」ホット 電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、 ☎0120・147970 (小・中学生 対象)、☎627・5511 (保護者 対象)、上記以外は☎0120・ 7285・25	
奨学金相談	毎週月～木曜日、 10:00～18:00	
発達相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 8:45～17:00 (要予約)	

相談内容	と き		ところ
女性面接相談	毎週月～土曜日（火曜日除く）、10:00～16:00（要予約）		男女共生センター ローズ WAM ☎ 620・9920
女性電話相談 ☎ 621・0892	毎週月～土曜日（火曜日除く）、10:00～16:00		
男性のための 電話相談	19 日(水)・26 日(水)、 18:30～21:30		
女性のはたらき方 相談	7 日(金)、9:30～12:30 (要予約)		
女性法律相談	13 日(木)・15 日(土)、 9:30～12:30 (1日、9:00から電話で予約)		
仕事なんでも相談	27 日(木)、13:00～16:00		配偶者暴力相談 支援センター ☎ 622・5757
デート DV 電話相談 ☎ 622・7345	毎週土曜日、10:00～17:00		
DV 相談	毎週月～土曜日、 9:00～17:00		配偶者暴力相談 支援センター ☎ 622・5757
人権相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00		人権センター ☎ 622・6613
人権や生活上の さまざまな相談	毎週月～土曜日、 9:00～17:00		各いのち・愛・ゆめセンター 豊 川=☎ 643・1470 沢良直=☎ 635・7667 総持寺=☎ 626・5660
①経営相談 ②創業相談	①主に毎週月・火・金曜日、 ②主に毎週月・金曜日、 10:00～17:00（要予約）		商工労政課 ☎ 620・1620
仕事なんでも 相談	毎週火～木曜日、 10:00～16:00（予約優先、 27 日は12:00 まで）		
防火相談	毎日、8:45～17:15		消防本部 ☎ 622・6955
福祉まるごと 相談会 電話での相談を 希望する場合は お問い合わせく ださい。 コミセン＝コミュ ニティセンター 問相談支援課 ☎ 655・2758	第 3 月曜日	10:00～ 12:00	郡山自治会館
	第 3 火曜日、13:30～15:30		春日丘憩いの家
	第 4 火曜日	10:00 } 12:00	中条公民館、中津・ 西河原コミセン
	第 2・4 水曜日		天王公民館
	第 1 木曜日		庄栄コミセン
	第 1 木曜日、13:30～15:30		丘の家愉楽
	第 1・3 木曜日	10:00 } 12:00	東コミセン
	第 2 木曜日		耳原公民館、 東奈良コミセン
	第 4 木曜日		玉櫛公民館、 三島コミセン
	第 1・3 金曜日		白川公民館